

小規模保育事業 くじら保育園 海老江園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	株式会社くじら保育園
所 在 地	神戸市中央区京町7番地2
電 話 番 号	078-393-5110
代 表 者 氏 名	代表取締役 厚海洋一

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業 A 型
施 設 の 名 称	くじら保育園 海老江園
施 設 の 所 在 地	大阪市福島区海老江 7-14-1
連 絡 先	電話番号 06-6225-7089 FAX 06-6225-7089
管 理 者	施設長 北山 明子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 3人 1歳児 7人 2歳児 9人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 17人 満1歳未満の児童 2人
開 設 年 月 日	平成29年4月1日
事 業 所 番 号	2710052002492
ホ ー ム ペ ー ジ	http://kujira-kids.jp/

3 事業の目的・運営方針

くじら保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄骨造6階建 耐火構造のうち1階
	床面積	93.29㎡
屋外遊戯場		公園(海老江公園) 2, 230㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室又はほふく室	1室	
保育室(又は遊戯室)	1室	
その他		調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い、医務スペース、事務室

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和5年5月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	9	3	6	
調理員	給食、おやつを調理する	2	1	1	

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例c(平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯（9：30～18：30）
保育士	正規の勤務時間帯 （7：30～16：30）（9：00～18：00） （9：30～18：30）
調理員	（8：30～17：30）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 時間外保育について、電車の遅延や道路の渋滞等、理由に関わらず各認定の保育時間の範囲外は時間外保育として扱い、通常の保育料の他に、別途利

用者負担が必要となります。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

園外保育など、行事により食事の提供を行わない日がありますが、その場合は必ず事前にお知らせいたします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

・アレルギーが疑われる場合、当園に相談の上、受診を行い医師の『生活管理指導表』を提出して下さい。『生活管理指導表』に基づき当園で可能なものは除去食・代替食で対応します。また、疑いがある中、『生活管理指導表』の確認ができるまでは給食提供は行えませんので、その場合はお弁当を持参いただくこととなります。

・食物アレルギー対応マニュアル有

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

- ① 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

- ② 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供
- ③ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

(2) 連携施設

ア 大開幼稚園

運営主体	学校法人おおひらき学園
所在地	大阪市福島区大開 1-18-15
連携内容	・当園における保育の提供終了後の継続的な受入 (受け入れ枠は2枠)
電話番号	06-6461-2842

イ 福島幼稚園

運営主体	学校法人梅風学園
所在地	大阪市福島区福島 2-8-1
連携内容	・集団保育を体験させるための機会の設定 ・代替保育の提供 ・当園における保育の提供終了後の継続的な受入 (受け入れ枠は7枠)
電話番号	06-6451-5907

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	林クリニック
医 院 長 名	林 為仁
所 在 地	大阪市福島区海老江 7-20-8
電 話 番 号	06-6458-6328

(2) 歯科

医療機関の名称	村川歯科
医 院 長 名	村川 昇
所 在 地	大阪市福島区海老江 2-1-38
電 話 番 号	06-6451-2770

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者指定の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知設備 有 ・消 火 器 有
	・非常警報器具・設備 有 ・誘 導 灯 有
	・スプリンクラー 無 ・避難器具 無
	・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施

(2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 北山 明子 ・ご利用時間 9:30 ~ 18:30 ・電話番号 06-6225-7089 F A X 06-6225-7089 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	夏原 君代 電話番号 06-6452-1447 福島区民生委員児童委員会協議会

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※苦情解決の実績等はホームページに掲載する予定です。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	施設所有（管理）者賠償責任保険、生産物賠償責任保険
保険金額	1事故最大10億円、身体障害1名最大1億円

21 園児の利用状況（令和5年4月1日現在）

	人数(令和3年度)	人数(令和4年度)	人数(令和5年度)
0歳児	5人	6人	0人
1歳児	7人	7人	9人
2歳児	7人	6人	8人

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未実施	
自己評価の実施状況	毎年度実施	結果は園内に掲示

23 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無なし

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
写真・動画データの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等で保護者様が撮影された写真・動画について、プライバシー保護の観点から、SNS やインターネット上へ公開することはお控えください。 ・無断で公開された場合は、削除または訂正いただきますのでご協力ください。

別表

下記費用の支払いは口座引き落としにてお支払いいただくため、領収証の発行は省略させていただきます。別途領収証の発行が必要な場合はお申し付けください。

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（実費徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
入園・進級に係る費用	連絡ノートや出席ノートなど日々の保育に必要な備品事故に備えた保険料等	別紙の通り
レンタル布団代	お昼寝用布団のレンタルを希望する場合 (月額実費徴収)	別紙の通り

※他費用についても別紙の通り

2 時間外保育に係る利用者負担金

(1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料

- ① 月額 2,900円
- ② 突発利用 1時間まで 300円

(2) 保育短時間認定に係る時間外保育料

- 月額 上限金額なし
- 1時間まで 300円
- 2時間延長 600円

※午前中と夕方の利用については、それぞれで利用時間をカウント致します。

※18:30以降の利用が発生した場合は、別途(1)②の料金が加算されます。

別紙 令和6年度（2024年度）海老江園

実費に係る利用者負担金

項目	徴収額（税込）	発生頻度
帽子	990円	入園時のみ
出席簿	440円	年1回
出席ノート用シール	325円	年1回
連絡帳	180円	年に数回
災害共済掛金	270円	年1回
レンタル布団代	1,880円	毎月1回
写真 CD-R	100円	年3回希望者のみ
行事費（給食参加に係る費用）	250円	年に1回希望者のみ

※販売店の価格変更に伴い、徴収額も変更となる場合があります。

※その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に説明・同意の上、都度徴収するものとします。